

東日本大震災に対する特例的会計処理
—危機を乗り越えるための手段として「臨時巨額の損失」の活用を—
Special Accounts Processing for the Great East Japan Earthquake

増 子 敦 仁
(Atsuhito Mashiko)

東日本大震災に対する特例的会計処理

—危機を乗り越えるための手段として「臨時巨額の損失」の活用を— Special Accounts Processing for the Great East Japan Earthquake

増 子 敦 仁

- 1 はじめに
- 2 「臨時巨額の損失」の意義
- 3 「企業会計原則」などにおける「臨時巨額の損失」の規定とその適用例
- 4 水産庁の東日本大震災に対する特例的措置
- 5 中小企業会計への「臨時巨額の損失」の適用
- 6 おわりに

1 はじめに

2011年（平成23年）3月11日14時46分に発生したマグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」（以下、東日本大震災と表記）から1年以上が経過した。地震の規模もさることながら、10メートルを超える巨大な津波が広い範囲の沿岸部を襲い、警察庁の発表によれば、岩手・宮城・福島の東北3県を中心に死者・行方不明者19,000名強、負傷者6,000名弱、全半壊約360,000戸、事業所などの非住家被害も50,000戸強、避難者は約330,000人に上っている¹⁾。まず最初に、この度の震災で犠牲になりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、そのご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方々に対し、謹んでお見舞いを申し上げる。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の全電源喪失に伴い、原子炉が相次いでメルtdownを引き起こし、いまなお半径20キロメートル以内が警戒区域に指定され、多くの住民が他地域に避難している。そればかりか、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質は広島型原爆20個分に相当する77万テラベクレルと推定され、レベル7の重大事故が発生した「Fukushima」の名は世界中に広まっただけでなく、農業を中心に多大な被害をもたらしたほか、直接的な被害のない地域も、風評被害に今なお途端の苦しみに喘いでいる状況にある。

このように、わが国は戦後最大の国難に直面し、とりわけ被災地の復旧・復興が急がれるところであるが、地域経済は未曾有の被害により極めて厳しい現実にある。もとより過疎化や少子高齢化、加えて人口減少が進んでいたところにこたびの東日本大震災や原発事故が追い打ちをかけている。それでも復旧・復興への努力が重ねられており、国も四次にわたる補正予算を組むなど復興支援もようやく本格化しつつある。

そのようななかで、民間部門、とりわけ中小企業は、財貨やサービスの供給者として役割のほかに、地域経済の中で雇用の受け皿としての機能を果たしている側面は極めて大きいと思われる。しかしながら、中小企業は当然ながら企業規模が小さいため、財務体質は脆弱で資本の蓄積が十分でないばかりか、経営者の個人的な力量に負うところが多く、大震災からの復旧・復興に立ち上がろうとしても、税制などさまざまな支

援策が用意されているとはいえず²⁾、新たな融資を得ようとしても審査を通過することは容易ではなく、融資を得て事業を再開するも、震災前からの債務の返済と合わせた二重ローンを抱えながらの事業展開は容易ではないことは想像に難くない。すでに帝国データバンクの調査によれば、震災後の津波による直接被害を受けた被災地企業の倒産はほとんど判明していないにも拘わらず、2011年中の震災関連倒産は510件と阪神大震災の3倍に達し、負債総額約7,300億円、従業員約8,900人に上っている（帝国データバンク、2012）。しかもその上、各種の救済措置の効果や復興特需の効果で一時的に東北地区の倒産は抑制されているが、実質的に営業不能状態にある企業は多数存在しており、岩手県・宮城県・および福島県など被災地での潜在的な倒産増加リスクは高いといわれている。そこで、本稿では、中小企業の復旧・復興を支援する目線に立って、特例的な政策対応として会計上の措置を講じるべく、いわゆる「臨時巨額の損失」の繰延経理の是非について論じ、若干の政策提言を試みたい。

2 「臨時巨額の損失」の意義

いわゆる「臨時巨額の損失」とは、わが国の「企業会計原則」注解【注15】の「将来の期間に影響する特定の費用について」のなお書きに規定されている。すなわち、

「なお、天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失が、その期の純利益又は当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもつて負担しえない程度に巨額であつて特に法令をもつて認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができる。」

というものである。

したがって、「企業会計原則」は、本来ならば災害、事故などの偶発的事情によって固定資産の実体が滅失した場合には、その滅失部分の金額だけ当該資産の簿価を切り下げ、臨時損失を計上しなければならないが、

- ① 「天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失」であることから、原因を臨時的なものとして特定化できること³⁾
 - ② その損失が「その期の純利益又は当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもつて負担しえない程度に巨額で」あることから、発生金額が巨額でかつ、特定化できること
 - ③ 「特に法令をもつて認められた場合」であることから、恣意的に認められるのではなく、何らかの法令による制限があり、一定の遵法性を有していること、
- の3要件をすべて満たした場合に限って、その発生した期の損失とすることなく次期以降に繰り延べ、経過的に貸借対照表に計上することを容認したものである。ここで、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第6項(2)において、利益準備金以外の利益剰余金（その他の利益剰余金）のうち、任意積立金など株主総会または取締役会の決議に基づき設定される項目以外については、繰越利益剰余金とすることとされた。そのため、当期末処分利益については、現行会計基準のもとでは繰越利益剰余金と読み替える必要がある。

当然ながら、会計理論上はこのような「臨時巨額の損失」の資産性は認められるも

のではない。企業会計基準委員会から2006年（平成18年）12月に公表された、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、資産とは、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」（第3章第4項）とされており、ここでのいう経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産およびそれらとの同等物を含むとされている。しかも、経済的資源は、市場での処分可能性を有する場合だけでなく、そうでない場合も含むとされ、繰延費用（繰延資産）と呼ばれてきたものでも、将来の便益が期待できるのであれば、それは資産の定義には反しないとされている。しかし、それでも「臨時巨額の損失」は、報告主体が「支配している」（所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態にある）経済的資源とは言い難い。加えて繰延資産のように、支出の効果が将来発現するものと期待できるものでもないので、収益獲得能力を見いだすことはできない。故に費用収益対応の原則を根拠として、つまり適正な期間損益計算を行わしめるために、将来の期間収益に対応する期間費用として次期以降に繰り延べる根拠も乏しい。よって、いわゆる近時有力になりつつある資産・負債アプローチ、あるいは伝統的な収益・費用アプローチのいずれによったとしても、臨時巨額の損失は資産として認められる代物ではなく、会計理論から正当性を与えることは不可能である。

それにもかかわらず、会計原則（正確には本体ではなく注解のなお書き）として、容認され、かつ今日まで削除されずに留め置かれている理由は、実務上の便宜もしくは政策的な配慮に求めるしかない。

たとえば、井上教授（2007）は、「臨時巨額の損失」の繰延経理に関しては肯定論と否定論とがあるとした上で、肯定論は、①臨時巨額の損失を一期間で負担するならば、期間損益の正常性を損なうこと、②期間損益計算は企業の経営者の業績を明らかにするという任務を有しているが、臨時巨額の損失を一期間に計上することは経営者の責任に期することができない損失を負担させることになること、および③臨時巨額の損失の繰延計上を認めることは、企業の財政の回復を速やかならしめ、かえって健全な会計慣行の発展に資するとした上で、これらはいずれも株価の維持あるいは配当の関連で肯定されており、政策的配慮によるものと結論づけている（安藤他、2007、p1350）。白鳥教授（1996）も、当期中たまたま不可抗力で巨額の損失を蒙ったとしても、将来の利益獲得を期待できるならば、この損失を将来の利益で償却し、当期の配当の実施を可能にする余地を残すという政策的配慮に求めている（森田・宮本、1996 p452）⁴⁾。

上記とほぼ同様であるが、武田教授（1996）も、企業が災害によって一時的に巨額の損失を計上したとしても、収益力への期待があり、将来の一定期間内の収益をもって填補しうる状況が認められる場合に、企業と利害関係者との間の健全な関係を保持しながら、すなわち欠損金が残留していても配当支払いを継続できるよう、当該損失を繰り延べるものであるとした上で、臨時巨額の損失の繰延表示は、企業の将来収益の期待価値を示し、企業の財政状態の表示目的からみて、かえって好ましい結果をもたらすと積極的に評価している。さらに、その理由として、このような措置がなければ、臨時巨額の損失の発生による配当不能状態を隠蔽する目的で不健全な経理が行わ

れる可能性が起こりうることを挙げている(武田、1996、p313-314)。

また、欠損金が残留していても配当を支払えるようにすることで、企業に利害関係者との間の健全な関係を保持させる点や、繰延は経営政策的な理由から認められる点では武田教授の見解と共通するが、松本教授(2007)は、もし期間損失として他の損失と同じように発生期に全額償却してしまった場合、期間利益に期待される企業の収益力表示に多大な影響を与え、その期間比較性を害することとなる点を指摘し、期間比較性の観点からの繰延の理由を説明している点で特徴がある(神戸大学会計学研究室、2007、p1200-1201)。

他方で、新井教授(2003)は、企業の利益配当の他に、一般株式市場などについての経済政策的な配慮も挙げている。これは、臨時巨額の損失の繰延を行うことによって、株式市場での株価の暴落、ひいては株式市場の混乱を防止し、また新株や社債の発行による資金調達を可能にらしめることも視野に入れている(新井・加古、2003、p128)。加古教授(2006)も、基本的に新井教授と同じスタンスで、繰延経理を行うことにより利益処分を行うことが可能となり、その結果再建に必要な新株発行による資金調達が容易になる点で共通点があるけれども、「臨時巨額の損失」をこうむり、繰延経理を行なう企業は、「とくに公共的な事業を営む企業」がカッコ書きで示されているところから、すべての企業を想定しているのではなく、一定水準以上の公共的公益の事業を営む企業を念頭に置いているものと解釈される(加古、2006、p88)。

以上、集約すれば「臨時巨額の損失」の繰延は、経営者の責任によらない事情によって損失が発生したときに、配当その他利益処分を通常通り行うことができるようにする株式会社の経営政策あるいは財務政策上の便宜に配慮したものであり、会計理論上の産物ではないというのが会計学での通説的見解であり、これは筆者の見解とも一致する。なお、繰り延べられた損失は、保守主義の観点からも可及的速やかに償却されるべきであり、もともと臨時損失が損益計算書の特別損失の区分に計上される性質のものであるから、償却額も特別損失とするのが相当であるとされている点も共通している。飯野教授(1993)によれば、繰り延べられた損失については「繰延災害損失」勘定、特別損失に計上される償却額については「繰延災害損失償却」勘定を用いることを提唱されている(飯野、1993 p8-15、16)。

3 「企業会計原則」などにおける「臨時巨額の損失」の規定とその適用例

上記「企業会計原則」注解【注15】なお書きの現行規定は、1974年(昭和49年)の「企業会計原則」の修正時に確定したものであるが、文言そのものは1963年(昭和38年)修正時に繰延資産について規定している【注12】の後段に挿入されたときに整備されたものである。しかし、臨時巨額の損失を繰り延べる思考そのものは「企業会計原則」が1949年(昭和24年)に最初に設定された当初から存在していた。たとえば、設定時の「企業会計原則」の貸借対照表原則一Dでは、

「将来の期間に影響する営業経費及び前払費用並びに当期純利益又は剰余金の処分によつて処理することのできない巨額の臨時的損失は、企業の堅実性を害しない限り、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。」

と規定されていた。当時は、「企業会計原則」は実践規範としての機能だけでなく、企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならない（「企業会計原則の設定について」二3）理論規範としての役割も期待されていたので、「企業会計原則」の立場から商法に対する改正を希望する事項を1951年（昭和26年）9月に取りまとめた「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」では13番目に「臨時巨額の損失」が取り上げられ、天災、戦災等特別の場合に限り、資本の一定割合を超えるごとき臨時巨額の損失を生じた場合には、貸借対照表資産の部にこれを繰延計上し、一定年限内に償却する制度を認めるよう主張している。同様に、1952年（昭和27年）6月には「企業会計原則」と税法との不一致を調整することを希望する問題点を明らかにするため、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」が取りまとめられたが、ここにおいても、各論「第一 損益の期間的割当の問題」の五で「臨時巨額の損失」を取り上げ、特定の「キャピタル・ロス」に限定した上で一定年限内に毎期均等額以上を償却することを条件として、承認することが望ましいと主張がなされている。

これらを受ける形で1954年（昭和29年）に「企業会計原則」は1回目の修正を行うことになったが、同じく貸借対照表原則一Dにおいて、

「将来の期間に影響する営業経費並びに当期純利益又は剰余金の処分によつて処理することのできない巨額の臨時的損失は、企業の堅実性を害しない限り、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。」

と前払費用が削除されたほかはそのまま踏襲すると同時に、解釈指針として注解が新設されたが、その【注13】において、

「天災、戦災などの災害により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失すなわち資本的損失が、その期の純利益又は当期末処分剰余金から当期の処分予定額を控除した金額をもつて負担し得ない程度に巨額である場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することを認める必要がある。」

臨時巨額の損失の繰延経理を認める条件は次のとおりである。

イ 資本的損失が当期末処分利益剰余金か当期の処分予定額を控除した金額で填補しえない額であること

ロ 一定年間に利益剰余金をもつて償却すること

と規定された。これにより、繰延経理の要件を明らかにすることになったほか、先の「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」で述べられていた「キャピタル・ロス」が、【注13】の「資本的損失」という用語で反映されている点に特徴を見いだせる。

その一方で、現行規定にある3番目の要件の「特に法令で認められた場合」は上記【注13】に盛り込まれていない。これは次の1963年（昭和38年）修正時に付け加えられ⁵⁾、さらに要件を課して繰延経理のハードルが上げられることにより、商法や税法が繰延を認め易くなるように繰延経理の厳格化が図られた格好ではあったが、貸借対照表原則一D自体は、

「将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、

経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。」

とされた。これは、「企業会計原則」が実践規範としての機能を重視し、強行法規である商法との調整をはかる観点から、純粋に繰延資産についてのみ言及することとし、「臨時巨額の損失」に関する文言が「企業会計原則」の本体から姿を消したばかりか、【注13】自体が廃止されて繰延資産について規定している【注12】と統合され、その後段部分で触れられることになったことから、「臨時巨額の損失」の重要性が後退した印象は否めないものである。

さて、「臨時巨額の損失」が法令によって現実の会計実務において適用された事例は数少ないものの、いくつか存在する。まず、「輸出硫安売掛金経理臨時措置法」（昭和38年法律第109号）が挙げられる。これは、10年間の臨時措置として、日本硫安輸出株式会社に対して硫酸アンモニアを売り渡し、その売渡しに係る売掛金を有している者に対して、当該売掛金のうち取り立てることができないと見込まれる額に相当する金額（以下「取立不能見込額」という。）を、この法律の施行後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができることを認めたものである。この場合においては、この法律の施行後最初に到来する決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならないこととされていた（同第1条第1項）。また、この取立不能見込額を計上する場合には、「輸出硫安繰延損失」という名称を用いることとされ（同条第2項）、旧商法に基づく利益配当を実施するにあたり、配当可能限度額から当該取立不能見込額を控除した金額を限度とすることとされた（同第2項第1項）。

次に、「医薬品副作用被害救済基金法」（昭和54年法律第55号、ただし、現在は「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」に再編成）が挙げられる。これは、製薬会社がスモンの被害者に巨額の和解金を支払うにあたり、医薬品副作用被害救済基金からの貸付を受けた場合、当該給付のうち同基金から当該貸付を受けた額に相当する金額を、当該給付を行った後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上できるとされたものである。この場合においては、当該決算期から十五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない（附則第7条第1項）。その場合、貸借対照表の資産の部に計上した金額は、「医薬品副作用被害救済費用繰延」という名称を用いなければならないとされ（同条第2項）、貸借対照表の資産の部に計上した会社は、旧商法の規定により利益配当をするにあたり、上記と同様に配当可能限度額から資産計上された金額を控除した額に相当する金額を限度とすることとされた（同第3項）。

また、「鉄道事業法」（昭和61年法律第92号、最終改正平成23年法律第61号）においても、鉄道事業者は、鉄道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失若しくは鉄道事業の用に供する施設（車両を含む。以下「鉄道事業用施設」という。）の除却に要する費用が多額であってその全額をこれらの事由の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失及び費用に相当する額を、国土交通大臣の許可を受けて、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として繰延経理することができる。この場合には、当該決算期から五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない（同第20条第2項）。

また、前項の規定により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合、会社法における分配可能額の算定（会社法第461条第2項）においては、貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じなければならない（同第3項）。

以上のように、損失の繰延が限定的に認められ、長期間にわたって資産計上が認められてはいるものの、実際には配当規制がかけられており、前章で議論したような利益配当を実施させることを企図して導入されたものではないことが確認された。むしろ、これらの措置の目的とするところは、桜井教授（2011）が指摘しているように、経済政策上の特別な配慮ではあるものの、その狙いは天災などによる臨時巨額の損失が損益計算書に計上されて、多数の企業が債務超過に陥るのを、一時的に回避させるところに狙いがあるとみるべきであろう（桜井、2011、p215－216）。

4 水産庁の東日本大震災に対する特例的措置

今回の震災は、驚異的な津波が被害を拡大させた。特に漁船や網、養殖、港湾、および水産加工施設など、水産業に与えた被害は甚大で、まさに壊滅的な被害である。全国漁業協同組合連合会（JF）は、2011年4月に関連諸団体と共同して国に対する「我が国水産業の復興に関する緊急要望書」―東日本大震災緊急対策要望―を提出した。その中で、今回の震災は、大津波を伴ったことから、甚大な被害が沿岸部に集中しており、その結果、太平洋沿岸の漁港、漁村等のインフラをはじめ、漁船、養殖施設、市場、水産加工場等の水産関係施設、また、漁船等関係産業にも壊滅的な被害が発生しており、「太平洋沿岸の水産都市、漁港、漁村が崩壊」状態にあると訴えている。そのため、「国による水産業・漁村の復興計画を早急に策定し、その実現のために、従来の枠にとらわれないあらゆる政策を緊急に総動員し、一日も早い復興を図る」ため、

- 1 水産業・漁村の復興を緊急に進めるための従来の枠組みにとらわれない「水産業・漁村復興計画」の策定
- 2 復興計画に基づく緊急かつ特別な政策、新たなスキームと十分な予算措置を求めている。具体的な要望としては、①漁場復旧、②インフラ整備、③漁船・漁具（定置網）、養殖施設の再建・復興、④共同経営・漁協自営方式による水産業復興への運営支援（復興期間における経営支援）、⑤流通・加工施設等の復興、⑥金融・保険対策、⑦被災漁業者の緊急雇用、⑧会計・税制措置、および⑨漁協対策と多岐にわたっており、その中でここで注目したいのは、⑧会計・税制措置である。そこでは、「震災損失繰延資産勘定」の創設が盛り込まれている。

この要望を聞き入れる形で水産庁は、2011年4月28日、「東北地方太平洋沖地震に対処するための貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令案」を公表し、併せて各界の意見を募るパブリックコメントを受け付けると発表した。所管の水産庁魚政部水産経営課が作成した「東北地方太平洋沖地震に対処するための貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令について」によれば、沿岸地域に集中する漁協の荷捌き所、加工施設、出荷所、および油槽所などがごとごとく流出、水没するなど事業用資産が毀損し、漁協組合員のために行う加工・販売・

購買等の事業を営むことができず、復旧の目処もたっていない状況にあり、このままでは漁協の事業継続が困難になり、組合員の漁業者の事業再建にも支障をきたすことから、事業資産の損失について、十年間の繰延措置をとることとし、被害の影響を少しでも分散化することを目的としている。

具体的には、水産業協同組合法施行規則（以下、水協法規則と称す）第110条第3項および第192条では、貸借対照表及び会計帳簿上の繰延資産として、創立費、開業費および開発費の3種類のみを定めており、災害による損失を繰り延べることを認めていないが、今般の震災の甚大さに鑑み、水協法規則第110条第3項第5号の特例として農林水産大臣の承認を受けた「特定震災損失」を繰延資産に属させることができるようにするとともに、同第192条の特例として当該損失について、支出の日以後、十年以内に償却することとするものである。

その繰延経理の根拠として挙げているのが、本稿においてこれまで議論してきた「企業会計原則」注解【注15】である。水産業協同組合法第54条の5では、組合の会計は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの」とされ、組合の会計は「企業会計原則」や企業会計基準などに準じる趣旨であることから、「企業会計原則」注解【注15】に基づき、水産業協同組合の会計でも繰延経理を認めることとしたのである。

パブリックコメントの期間は5月27日までの1か月とされたが、実際に意見を提出したのは、日本公認会計士協会1件のみであった。日本公認会計士協会非営利法人委員会は、5月27日付けで『「東北地方太平洋沖地震に対処するための貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令案」に対する意見について』を公表し、そこでは「災害による損失の10年間繰延措置の規定化に当たっては、慎重な検討が必要である。」との意見であった。その理由として、上記改正案の根拠である「企業会計原則」注解【注15】について、「現在の会計基準における考え方の流れとしては、発生した損失はその期に認識するのが原則であり、同【注15】を踏まえつつも、損失の繰延処理を安易に容認する環境にはないと考えられる。」と説明し、反対と明言することは避けつつも、実質的に繰延経理に賛成ではないと解釈される。筆者としては、公認会計士協会が会計・監査のプロフェッショナル集団として、パブリックコメントに対して意見表明を行なった点は前向きに評価するものではあるものの、今回の震災で壊滅的な被害が出ている現実を見据えれば、確かに昨今の趨勢からすると繰延資産自体、縮小の傾向にあることではあるにせよ、「臨時巨額の損失」はもともと会計理論の産物ではなく、政策的な配慮から設けられた経緯に鑑みれば、弾力的に考えて緊急避難的に是認しても良かったのではないかと考えるものである。ただし、恣意的な処理による弊害を防止するために、繰延経理を認める代わりに、外部監査を強化することなどを条件にすることも検討する余地があったのではないかと解される。

ともあれ、1件のコメントに対し、水産庁側は「電子政府の総合窓口 e-Gov」において回答を寄せている。ここに全文を引用しよう。

「発生した損失はその期に計上することが原則であることは貴協会の意見の通りである。

しかしながら、企業会計原則注解【注15】において、天災等により固定資産等上に生じた損失がその期の純利益等をもって負担しえない程度に巨額であって特に

法令で認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理をすることができるとされている。

今回の措置の対象となる漁業協同組合等は生産基盤である漁港を中心として荷捌施設、製氷施設等の多数の固定資産を有している。

このため、被災漁業協同組合等は今回の東日本大震災による津波等により、所有する固定資産等に甚大な被害を受け、今期の純利益等をもって負担しえない程の巨額の損失を抱えている。

このため、今回の措置を講じるものである。

なお、同注解【注15】にかかる繰延資産の適用については行政庁の承認事項としており、行政庁の審査を踏まえて繰延資産として適用することとする。」

と述べており、筆者の見解と同様、本来であれば損失は発生した期に計上するのが原則であることを認識しつつも、東日本大震災の被害の実態に基づいた緊急的な救済措置としての位置づけにあるとみることができる。

その結果、5月31日付けで農林水産省令第34号「東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令」が発令され、公布の日から施行された。それによれば、東日本大震災により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であってその全額を平成23年3月11日が属する事業年度（特定事業年度）において負担することが困難な水産業協同組合は、その損失の全部または一部について行政庁の承認を受けた特定震災損失を繰延資産として貸借対照表に計上させることができるとされた（第1条 貸借対照表に計上する繰延資産の特例）。それとともに、繰延資産に計上した特定震災損失の額を、特定事業年度の終了の日から十年以内に、毎事業年度の末日において均等額以上の償却をしなければならないとされた（第2条 会計帳簿に計上する繰延資産の特例）。

今回の水産庁の従来からの前例にとらわれない柔軟かつ弾力的な対応は高く評価できるものであり、特例という形で災害による損失を繰り延べること自体に異論はない。しかしながら、他の繰延資産項目と同様に特定震災損失を「繰延資産」としたという点は賛同できない。これまで述べたように、創立費、開業費および開発費のようにこれまで繰延が認められてきた繰延資産と、今回特例で繰り延べられた「臨時巨額の損失」とは、収益獲得能力の有無で根本的に性質が異なっており、今回の特例で繰延経理が認められたとしても、「繰延資産に準じるものとして」などの文言で、それはあくまで「繰延資産とは似て非なるもの」であることを示すべきではなかったかと思われる。また、これまで損失の繰延が認められてきた事案については、すべて配当可能限度額算定上、配当規制がかけられていたが、今回の特例では課されていない。「壊滅的な被害」のため、配当を実施する状態にないのが暗黙の前提条件になっているとみられるが、繰延経理を行なった後のことを考えれば、剰余金の配当を行うにあたり、分配可能額算定上控除させるなどの規制を設けても良かったのではないかと思われる。

筆者が全漁連に平成23年末に照会したところ、岩手県の1ないし2の漁協が水産庁の承認を求める方向で検討中であるという。信用事業も行う総合的な事業体では別途

信用事業の健全性を明らかにするために自己資本比率を算定する必要があるのですが、上記の特例は使えないとのことであるが、それでも損失を繰り延べることで資金調達が容易になったり、復興あるいは再建に前向きな取り組みが期待できるのであれば、この特例が有効に活用されることを期待したい。

5 中小企業会計への「臨時巨額の損失」の適用

他方で、今回の震災で被災した一般事業会社への「臨時巨額の損失」の適用はどうだろうか。上記の日本公認会計士協会の意見のように、安易な繰延経理を容認すれば、資産の定義・概念にそぐわない項目が比較的長期間に亘り貸借対照に記載され、企業の経済的実態との乖離が生じるおそれがある。会計基準のコンバージェンスあるいはアドプションが議論されるようになっている昨今の状況において、国際的な信認にも目配りする必要があり、安易に損失の繰延を容認すれば、海外諸国からの会計不信も招きかねない。したがって、国際的な投資がおこなわれ得る上場企業においては、一部の例外を除き企業規模も大きく、損失を一括して発生した期に負担させてもそれに耐えられるだけの体力が備わっている場合が多いと考えられるので、損失の繰延経理を容認する必要性は乏しいものと思われる。万が一、債務超過等不測の事態に陥る会社が続出した場合は、会計処理の特例で対応するのではなく、取引所の上場規則の柔軟化で対応するべきであろう。

それに対して、非上場の中小企業については、財務体質が脆弱な企業が多く、資金調達も専ら借入金に頼っていることが多いので、今回の東日本大震災のように壊滅的な被害に遭えば事業を再開するとなると多額の負債を背負わなければならないことが多く、事業の縮小や事業継続を断念する例が続発することが容易に予想される。折しも、経営者が高齢な場合はその可能性が俄然高まるであろう。それにより、生活の糧を得ていた雇用者は失業することになり、失業者の増加により消費も減退し、地域経済はまさに悪循環に陥りかねない。被災地の復興・再生には雇用先の確保が特に重要であり、雇用の受け皿となる中小企業の果たす役割は極めて大きい。したがって、「臨時巨額の損失」はこれまで大規模会社を前提に配当の継続や証券市場の安定などの観点から議論されることが多かったが、むしろ、非上場の中小企業にこそ認められるべきではないかと筆者は考える。法務省が所管している会社計算規則において所要の改正を行えば、機動的に対処することは十分可能である。

ただし、中小企業は同族会社が多く、恣意的な損失の繰延経理がなされるおそれも否定できないので、これまでの3要件に加えて、外部からのチェック機能を促すために、社外取締役または社外監査役を就任させるか、公認会計士または税理士による会計参与の導入を条件にすることなど、何らかの対応策を講じる必要性はあるだろう。また、恣意的な償却を避けるため、10年程度の期間で「每期均等額以上の償却」ではなく、あえて定額の償却を義務付けることも考慮の余地があると考えられる。いずれにせよ、大震災による負の影響を隠蔽することなくきちんと示した上で、その代わりに負担は長期間をかけた方が、不正の防止に却って役立つ他、外部の利害関係者も、「臨時巨額の損失」の残高の推移を見て復興への道筋を確かめることができるので、融資などの際の審査や経営状態の把握にも有用であろうと推察される。

ところで、筆者は中小企業にこそ、「臨時巨額の損失」の導入が不可欠であると主張したが、「中小企業の会計に関する指針」が平成17年より企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会、日本商工会議所および日本税理士連合会の4団体によって共同で毎年改訂を重ねつつ、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記事項について、特に必要と思われるところを重点的に言及している。しかしながら、「臨時巨額の損失」に関して残念ながら一度として言及されていない。また、上記「中小企業の会計に関する指針」は、実際の中小企業にとっては使い勝手が良くない、換言すれば難解すぎるということでその簡易版にあたる「中小企業の会計に関する基本要領」を作成することとなり、昨年11月に「中小企業の会計に関する基本要領」（案）がやはり上記4団体からなる研究会から示されている。「中小企業の会計に関する基本要領」（案）は、A4サイズで30ページあまりと「中小企業の会計に関する指針」の半分程度であるが、これまた残念ながら「臨時巨額の損失」への言及はない。

とりわけ日本商工会議所は、他の経済団体と比較して、中小企業も会員として加盟していることから中小企業の振興に力を入れているものであり、また日本税理士連合会も、会員税理士の多くが基本的に中小企業において顧問税理士として活躍しているのであるから、中小企業の振興と復興支援の観点から、水産業協同組合での特例が認められたのを機に、「中小企業の会計に関する指針」および「中小企業の会計に関する基本要領」に「臨時巨額の損失」に関する文言を盛り込むなど、事業会社に対しても導入に向けて積極的かつ先導的に推進する役割を果たすべきではないかと考える。

なお、必ずしも中小企業を調査対象としたものではないけれども、會田教授が1963年にわが国を代表する大規模会社約1,000社を対象に行なった実施した実態調査（回答数381社）によれば、「臨時巨額の損失」について、その当否について問うたところ、

（イ）妥当である	68社（17.9%）
（ロ）特定の場合には認められるべきである	202社（53.0%）
（ハ）その他	3社（0.8%）
（ニ）記入なし	108社（28.3%） 合計381社

との結果になっている（會田、1964、p39-40）。ここで、有意見の大部分、全体でも過半数が特定の場合には繰延経理に賛成しており、経済界からは多くの賛意を集めていることは大いに参考になると思われる。

6 おわりに

以上、これまで筆者は、主として中小企業を対象に復興支援の観点から「臨時巨額の損失」の繰延経理を支持する方向で論を進めてきた。もちろん、「企業会計原則」注解【注15】のなお書きの規定には否定的な立場も存在する。例えば、沼田教授（1979）は、「企業会計原則」の当該規定の源流はSHM会計原則に遡ることができると指摘した上で、①「企業会計原則」は平時における企業会計の一般原則を設定することが目的であるという前提によって書かれたものであり、戦争や大震災が発生した場合には、平時の会計原則は役立たず、必要に応じて戦時立法や災害立法が規定されるのであるから、「企業会計原則」がそのような事態まで言及する必要はないこと、②「企業会計原則」は企業会計の正当性、妥当性についての原則を樹立することが目的であり、あ

る法令が制定されたとき、それが会計原則からみて正しいものか誤っているかを検討し、もし誤っていたならば正しい方向へ教導し、法令が会計理論から逸脱しないように規制することこそ、「企業会計原則」の任務である。それにもかかわらず、法令を根拠に「企業会計原則」の正当性を裏付けようとするのは逆立学問であり、本末転倒であると批判する（沼田、1979、p163）。他にも、「企業会計原則」が財務政策的な会計処理で発生することが稀なものについて言及することは妥当ではないと考え、「企業会計原則」には「不必要な規定であろう」とする見解もある（寺田、1997、p224－225）⁶⁾。このように、当然ながら否定論にも傾聴すべき点は多々あるところであり、むしろ筆者は東日本大震災が発生するまで「臨時巨額の損失」についてのなお書きの規定は削除すべきであるとさえ考えていた。

資産の概念・本質論からすれば、「臨時巨額の損失」の資産性を否定することは容易い。しかも、IFRS（国際財務報告基準）をはじめ、内外の会計諸基準は資産・負債アプローチに準拠しており、「臨時巨額の損失」が話題になること自体、少ない。今回、本稿の執筆にあたって、いくつかのテキストに目を通したが、若干触れる程度、あるいは全く言及していない文献も数多く見られた。割愛という形での事実上の否定論であろう。さらに、実際に繰延経理した場合に、事実上資本の減少をもたらすはずの損失が資産として繰り越されることから資産の総額がそれだけ「水ぶくれ」することになるため、総資本（資産）利益率（ROA）や総資本（資産）回転率、および固定資産長期適合率などの諸指標が低下してしまうなどデメリットが存在するのは否定できない。それから税務上の問題をどのようにしてクリアするか（仮に、償却費の損金算入が認められなかった場合、税効果会計の対象とするのか否か）、といった課題も残されている。

そもそも、会計学は企業等の財政状態および経営成績（あるいはキャッシュ・フローの状態）はどうなっているのか、という「である論」または「なぜか？」を徹底的に追求・展開すべきであり、「あるべき論」とりわけ政策論は極力控えるべきであるという風潮もないわけではない。確かに政策提言は慎重であるべきであると筆者は考えるが、今回の東日本大震災のような最大級の危機・国難に瀕したとき、会計学の知見、あるいは先人の知恵として継承されてきたものの中から、少しでも有用であると思われるものを積極的に提供することも会計、および会計学に携わる者に課せられた使命・責務ではないだろうか⁷⁾。「臨時巨額の損失」は、理論の産物ではなく、経験の産物であり、いわば一種の必要悪として企業ひいては社会の安定化装置もしくはセーフティ・ネットとしての機能を担っているのである。尊い人命や営々と長年に亘って築き上げてきた財産が一瞬にしてことごとく崩れ去り、債務だけが残って途方に暮れる被災地の惨状をみたとき、今できること、すなわち安定化装置を弾力的に発動させるべく、積極的に提案・提言することを躊躇するべきではなく、それこそ社会貢献にほかならないと解される。故に、被害の損失を分散化し資金調達を可能にするとともに、災害損失の隠蔽を防止し、その一方で債務超過などの事態に陥るのを回避するために、非上場会社を対象とした「臨時巨額の損失」の繰延経理を認める旨の会社計算規則の改正を提案する。

最後に、一日でも早く被災地が復興を遂げ穏やかな生活を取り戻し、東日本大震災

発生以前のように、否、東日本大震災以前よりもさらに活気と競争力あふれる地域経済が再生および体質強化されることを、被災地に育んでいただいた者として衷心より念願してやまない。

（謝辞） 水産業協同組合の特定震災損失を繰延経理する特例に関し、全国漁業協同組合連合会の経営統括部部长役下園幸治氏および信用・組織指導部の清水昌子氏に貴重な資料の提供などでたいへんお世話になった。ここに記して感謝申し上げる。

【注】

- 1) 警察庁緊急災害警備本部広報資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成23年12月22日付）
- 2) 被災地企業の税制上の措置としては、震災損失の繰戻しによる還付を2年まで遡って受けられる法人税の特例や津波で甚大な被害を受けた地域での固定資産税や都市計画税の課税免除などの措置がある。また、復興特区では被災地での雇用を増やすために人件費の10%を法人税額から控除するほか、新規立地企業の法人税を5年間免除することとされた。一方、いわゆる二重ローン対策としても、事業者再生支援機構なる組織を発足させ、小規模事業者の金融機関からのローン債権を一度機構が買い取った上で、返済期間の猶予を15年間にすることで負担軽減をはかるといった施策が実施または検討されている。
- 3) 「営業活動に必須の手段たる資産」の範囲は、業種・業態などにより一概に定めることは難しいものの、一般的には商品・製品・原材料などの棚卸資産や、受取手形・売掛金などの売上債権がこれに該当することと解される。
- 4) なお、『会計学辞典』第四版（2008）では、「臨時巨額の損失」の項目は削除されている。
- 5) もっとも、1966年（昭和41年）10月に税法と「企業会計原則」との間の不一致について、「調整問題検討の立脚点」を企業会計原則の立場のみにおかず、できるだけ税法における課税所得計算の原則をも考慮に入れて検討した「税法と企業会計との調整に関する意見書」では、企業会計原則自体に問題があると思われる点も指摘しており、その中で臨時巨額の損失に関しては、企業会計原則上本来経過的に認められていたものであるから、注解においても「特に法令をもつて認められた場合」という例外的な場合には触れないことが妥当であると考え」と昭和38年時の修正に否定的な見解を示している。
- 6) なお、同書の第4版（2000年）では、やや論調が抑えられており、「不必要な規定」の文章は削除されている。
- 7) これに関連して醍醐教授も、「社会科学が政策形成や論壇に手を染めること自体を白眼視するのは検討（見当、筆者注）違い」と述べられ、「価値相対主義と規範アレルギーは、会計学の学び甲斐を削ぐ可能性をはら」むと指摘されている（醍醐ほか（2000））。

【参考文献】

- 安藤英義・森田哲彌・伊藤邦雄・廣本敏郎編集代表（2007）『会計学大辞典』第5版 中央経済社
- 會田義雄（1964）「繰延資産に関する一研究」『三田商学研究』第7巻第1号 慶應義塾大学商

学会 pp24-42

- 新井清光著・加古宜士補訂(2003)『新版 財務会計論』第7版 中央経済社
 飯野利夫(1993)『財務会計論』三訂版 同文館出版
 加古宜士(2006)『財務会計概論』第6版 中央経済社
 神戸大学会計学研究室編(2007)『第六版 会計学辞典』同文館出版
 桜井久勝(2011)『財務会計講義』第12版 中央経済社
 帝国データバンク『第15回:「東日本大震災関連倒産」の動向調査』(2012年1月4日時点速報)
 醍醐聰編著(2000)『新版 財務会計論ガイダンス』中央経済社
 武田隆二(1996)『最新財務諸表論』第5版 中央経済社
 寺田誠一(1997)『財務諸表論頻出問題演習』第3版 中央経済社
 中村忠編(1986)『対談 会計基準を学ぶ』税務経理協会
 沼田嘉穂(1979)『企業会計原則を裁く』同文館出版
 森田哲彌・宮本匡章編著(1996)『会計学辞典』第三版 中央経済社

(付記) 「中小企業の会計に関する基本要領」は、平成23年11月に公表された草案を基に、関係各方面から寄せられたコメントを検討し、所要の修正を経て、本稿脱稿後平成24年2月1日に確定した。しかし、「臨時巨額の損失」に対する言及は依然としてないままである。

(2012年1月6日受理)